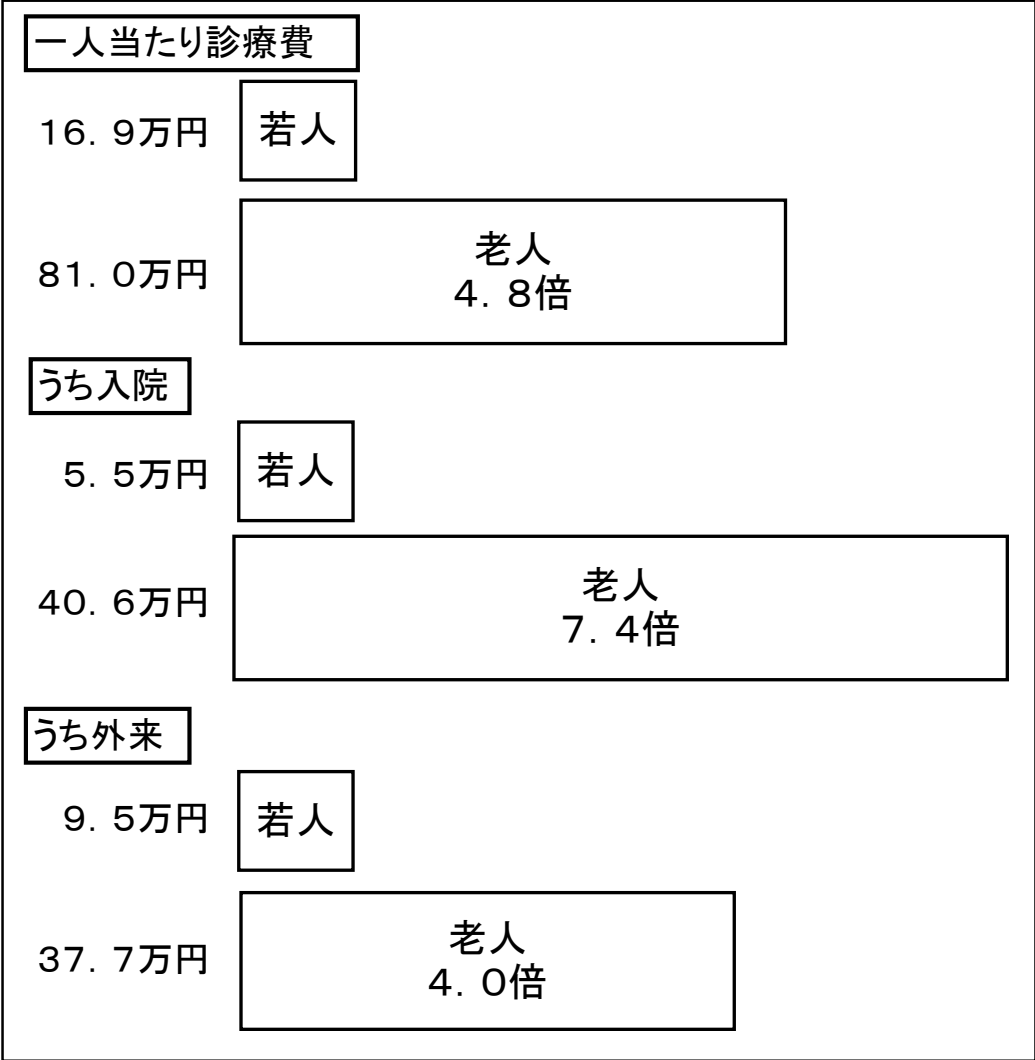
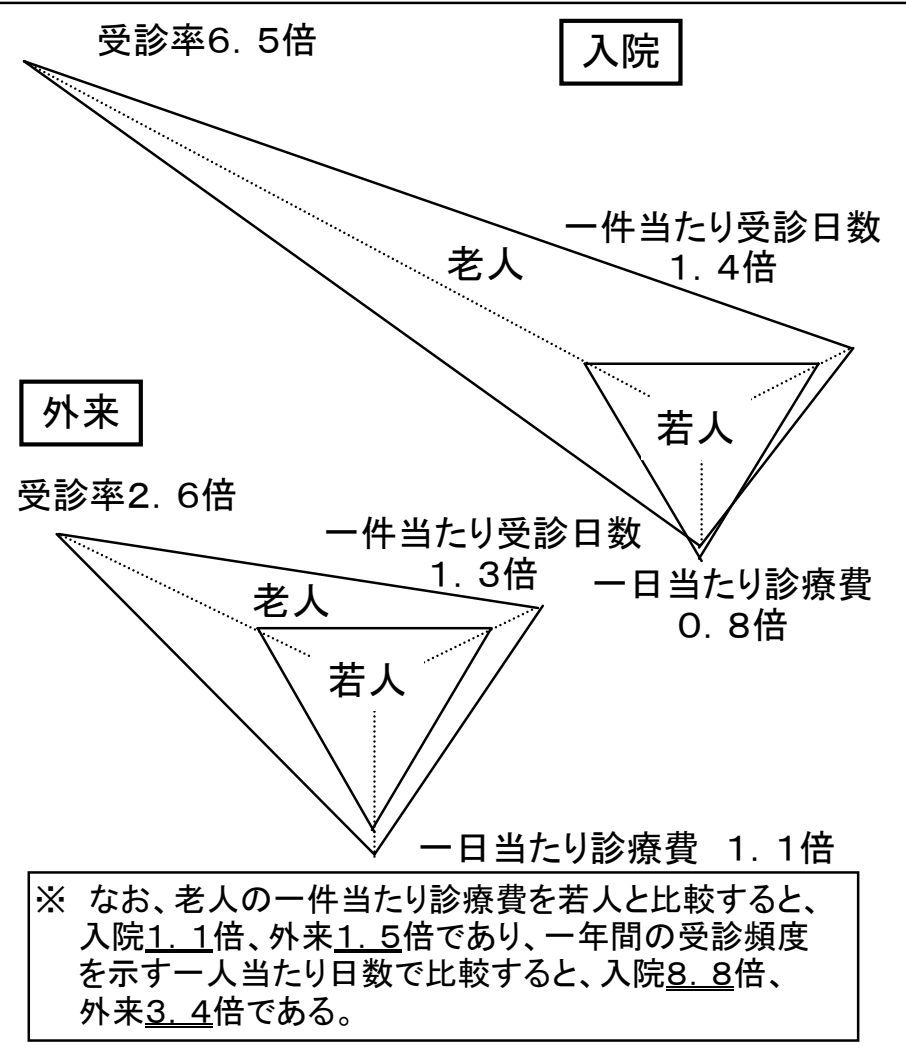


# 老人医療費の特性

一人当たり診療費の若人との比較(平成17年度)



三要素の比較(平成17年度)



(注) 1. 老人とは老人医療の受給対象者であり、若人とは老人医療受給対象者以外の医療保険加入者である。  
 2. 入院は、入院時食事療養費(医科)を含んでおり、外来は、入院外(医科)及び薬剤の支給の合計である。  
 3. 平成14年10月以降、老人医療受給対象者の年齢は段階的に引上げられている。  
 4. 老人の一人当たり医療費は82.1万円となっており、若人の一人当たり医療費17.2万円の4.8倍となっている。  
 (資料) 保険局調査課「老人医療事業年報」等